

秦野市下水道条例の一部を改正することについて

秦野市下水道条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

下水道法施行令の一部改正に伴い、放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を大腸菌数に係る基準に改めるため、改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

秦野市下水道条例の一部を改正する条例

秦野市下水道条例（昭和 5 5 年秦野市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項第 1 号中「。以下「政令」という。」を削り、同項第 8 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 2 条第 1 項第 8 号の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 16 号 秦野市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
(処理場放流水質維持のための除害施設の設置等) 第 12 条 次に定める基準に適合しない汚水（法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、法第 12 条の 11 第 1 項の規定により、除害施設を設け、又は必要な処置をしなければならない。 (1) 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質 それぞれの各号に定める数値。ただし、同条第 4 項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。 (2)－(7) (略) (8) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年神奈川県条例第 35 号）に基づきその公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第 4 号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。） その排水基準に係る数値 2 (略)	(処理場放流水質維持のための除害施設の設置等) 第 12 条 次に定める基準に適合しない汚水（法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、法第 12 条の 11 第 1 項の規定により、除害施設を設け、又は必要な処置をしなければならない。 (1) 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号。<u>以下「政令」という。</u>）第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質 それぞれの各号に定める数値。ただし、同条第 4 項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。 (2)－(7) (略) (8) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年神奈川県条例第 35 号）に基づきその公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第 4 号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） その排水基準に係る数値 2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 12 条第 1 項
第 8 号の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

秦野市下水道条例の一部改正について

1 改正の概要

下水道法施行令（以下「政令」という。）第 6 条第 1 項第 2 号の放流水の水質の技術上の基準では、公共下水道又は流域下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を定めています。

大腸菌群数とは、大腸菌数を含む大腸菌と性質が似ている細菌の数であり、ふん便汚染の指標として使われていました。大腸菌群数及び大腸菌数の関係図を次頁に示します。

今般、放流水の水質基準について大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが可能となったことから、政令第 6 条第 1 項第 2 号で定める「大腸菌群数、1 立方センチメートル※、3, 000 個以下」に係る基準を「大腸菌数、1 ミリリットルにつき、800 コロニー形成単位以下」の基準に改正が行われたものです。

秦野市下水道条例では放流水の基準に関する条文の規定はありませんが、秦野市下水道条例施行規程に大腸菌群数に係る基準の規定があるため、本市も政令にならい、放流水の基準の指標である大腸菌群数を大腸菌数に改め、その基準値を 1 ミリリットルにつき、800 コロニー形成単位とするものです。

これに伴い、秦野市下水道条例第 12 条第 1 項第 8 号（処理場放流水質維持のための除害施設の設置等）の条文にある「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改正し、併せて字句の整理を行うものです。

※ 1 立法センチメートル＝1 ミリリットル

2 施行年月日

令和 7 年 4 月 1 日

大腸菌群と大腸菌の関係図

